

あろうかとは思っておりますけども、そちらについては付随した中でということとで御理解いただければと思っております。

以上でございます。

- 1 4 番 ぜひとも外国語もということで、多国語も検討していただければと。第6次総合計画は計画期間も含めて慎重に検討され、町長の共創協働の考えをしっかりと認識し、町民の声を十分に反映させた中で作成に向かって準備されることを期待して、質問を終わります。

議 長 以上で14番議員、石井勲君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

(11時52分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

引き続き、通告8番、6番議員、熊田和人君。

- 6 番 通告8番、6番議員 熊田和人でございます。

本定例会最後の一般質問者でございます。長かった一般質問であります、最後ですので皆さん我慢してやりたいと思います。私の質問は主に町長とのやりとりになると思われま。町長も昼休み十分にたばこを吸われたと思いますので、舌が滑らかになったと思いますので、実のある答弁をよろしくお願いいたします。

私は、

- 1、町長選挙に掲げた公約について、
 - 2、早急にハラスメント対策室の設置を、
- を質問いたします。

昨年12月の町長選挙に当選され、はや2カ月が過ぎました。なれない役職のため心労が多いとお察しいたします。選挙に関して、投票率は過去最低の48.37%であり、全有権者数からでは小田町長の信任率は計算しますと20.3%でしかないという事実を踏まえ、選挙公約を実現するにしろ、再度見直ししつつするにしろ、あなたの持論の協働で取捨選択を行って実現できるものは実現し、できないものはできないとしていってはいかがでしょうか。

そのようなことを踏まえ、一つ目の町長選挙の選挙に掲げた公約についてで

すが、他の議員の方が質問しているので割愛していただいて結構です。再質問で細部についてお聞きしていきたいと思っております。

二つ目の、早急にハラスメント対策室の設置をですが、今日の社会は多様性が増し、いろいろな考え方があり、一昔前の行為が今では犯罪になってしまうということもあります。大井町職員の中にも隠れたハラスメントがあるかもしれません。特に、行っている者はそのつもりがないと思っていでも、相手の捉え方によってはハラスメントになってしまうことがあります。町としても対策として講習会等を行っていると思いますが、やはり駆け込み寺のようなものをつくるのがよいと私は考えております。町長の答弁をお伺いいたします。

町長 それでは、通告8番、熊田和人議員より大きく2問の質問をいただいております。

初め、1問目の町長選挙に掲げた公約について回答させていただきます。まず選挙に関してですが、議員のおっしゃるとおり投票率は過去最低でありました。しかしながら、まちづくりに対する私の思いに賛同してくださる方々があり、その方々の後押しで、私は大井町長の重責につくことを御信任いただいたわけであります。ですから、私の思い描くやり方で選挙公約を実現し、まちづくりを行っていくことこそが、私を支援してくださった方々の期待に応える方法であると考えております。

それでは、町長選挙に掲げた公約について、細目の4点の御質問にお答えさせていただきます。なお、この回答は、牧野議員、石井議員への回答と重複する部分もございますので、御承知おきください。

私の選挙公約は、先ほども答弁いたしました、次のような考えを基本としております。1点目「生きがいと健康があふれるお年寄りにも優しいまち」については、生きがいを感じ、健康的に暮らすためには、障がい者や高齢者を含めた多様な町民が、ともに集えるような場所と仕組みが必要であると考えております。

2点目につきましては、「地域が育てた元気な大井っ子のまち」については、大井町の子どもを地域の宝とし、町ぐるみで温かく安心できる子育てを支援したいと考えております。

3点目、「いざというときに強い防災のまち」については、「地域のキズ

ナ」で防災・防犯に努めてまいりたいと考えております。

4点目、「もったいない、埋もれた地域資源に光が当たるまち」については、大井町には豊かな里山の自然、継承してきた伝統や歴史的な文化遺産などのさまざまな宝があり、これらの地域資源を活用してまちづくりを進めていきたいと考えております。

5点目、「町民全員参加による協働のまち」については、町民の皆様との協働により、大井町を「住みたいまち、住み続けたいまち」と言えるように知恵を出し合い、力を出し合える仕組みづくりをしていきたいと考えております。

こうした考えを基本とし、具体的な施策を提案していく所存であります、その施策の実現にあたっては、まずは大井町の将来を見据えた事業の見直しが必要であると考えております。

これまでのまちづくりについて、共感できる部分が多いということは先ほども申し上げましたとおりですが、人口減少や企業の撤退等による税収の減少があり、大井町の財政は今後、ますます厳しくなっていくものと感じております。平成31年度予算で実施していく事業は、町の発展のために必要なものでありますが、財政が厳しくなる中、いま一度事業を見直し、継続すべきものは継続し、変えるべきものは変え、限りある財源を有効に活用していかなければなりません。

そのためには、多くの町民の皆様の声をお聞きするとともに、議会の皆様との議論を重ねていくことが大切です。皆様との協働により、選挙公約を実現してまいりたいと考えております。

次に、大項目2点目のハラスメント対策室の設置についての御質問でございますが、このところ、国や地方公共団体に限らず、企業や団体などにおいても「セクシャル・ハラスメント」や「パワー・ハラスメント」などのハラスメント行為に起因する問題や事件が数多くマスコミ報道されており、社会問題となっております。

昨年も国の官僚がセクシュアルハラスメント行為で懲戒処分されたことは記憶に新しいものでございますが、他の行政機関においてもパワー・ハラスメントに起因する事件や自殺など、心の痛む報道を耳にいたしております。このように、公務員においてもハラスメントの事案が数多く発生している実情は認識

しているところでございます。

このような中、平成30年度の人事院勧告においても国民の信頼回復に向けた取り組みの一つとして、セクシュアルハラスメント防止対策を掲げるとともに、働き方改革の中ではパワーハラスメント対策の検討を掲げており、ハラスメント対策については国も本気で取り組もうという姿勢が伺えます。

本町におきましては、今のところハラスメントによる職員の問題等の事案は承知してございません。しかしながら、議員御指摘のように隠れたハラスメントがある可能性もございますので、事案が発生する前に予防するための対策は必要かと思っております。

ハラスメントを予防するためには、職員一人ひとりが自覚や意識をしっかりと持っていなければならないものと考えます。そのためにはまず、職員研修が考えられますが、現在までハラスメントに特化した職員研修は実施しておりません。しかしながら、管理職においては、毎年、人事評価のための評価者研修を実施しており、適正な評価のための職員との面談方法やコミュニケーションを習得し、ハラスメントにならない部下との接し方を学んでいます。今後、ハラスメントに特化した研修の企画も検討させていただきたいと考えます。

次に、ハラスメントがあった際の対応窓口でございますが、国においては、相談機関として各府省に相談員や相談窓口を設けているほか、各府省の人事担当課、さらに人事院の担当部署に直接相談することもできることとなっております。本町におきましては、基本的には各所属長や人事を所管しております総務安全課へ直接相談するほか、神奈川県に事務を委託しております公平委員会へ相談することができます。

いずれにいたしましても、ハラスメントのない職場づくりには、職員相互のコミュニケーションを十分に図り、風通しのよい職場の形成が不可欠と考えます。現在は、人事評価制度に基づき毎年3回実施しております各所属長との個人面談や、本年度に実施いたしました人事意向調査などを通じて、ささいな事案や変化にも注意を払い、ハラスメントの兆候等を見出すなど、ハラスメント予防につなげたいと考えており、今後も、適正な労務管理に努めてまいります。

また、議員御提案の駆け込み寺的な相談室の設置については、先進団体の事例等を研究し、検討してまいりたいと考えます。

6 番 今、答弁いただきまして、なかなか私の予想と反しまして、半分は私の思っているような回答だったのかなと思っておりますが、その中でも、やはり私の思いを通じて、やはり改善していただきたいことは改善していただきたいと思ひまして、再質問いたします。

では、まず大きい項目の2点目のほうから最初に再質問させていただきます。ハラスメント対策室のことですけれども、私がなぜ今回この質問をしたのかということはどういうことかといいますと、小田町長が町長職になられたから、私あえてこの質問いたしました。なぜなら、おわかりでしょうか。わからなかったらわからないで結構です。

町 長 今、過去を思い返しております。熊田議員との2人の間の出来事を思い起こすのかな、それともほかの議員に私がそういったハラスメントといえるようなことをやったのかな、なんてことを今思い出しておりますけども。

昔そうですね。一度言い合ったことがありますね。あれは確か一般質問の受け付けを、違ったらそれじゃないと言ってくださっていいんですけど。それですか。

一般質問の受け付けを私が議長としてやってるときに、2日間の受け付け期間がある中で、大概の議員の方が、私あした午前中行きます、午後行きます。あしたは行きませんが、あさって行きます、ということがありまして、議長としてあそこに朝9時から夕方5時まで2日間丸々いて、次の日誰が来るかわからない。2日目には誰が来るのかわからない。きっと熊田議員が来るらしいですよとうわさ聞いて。じゃあ午前か午後か教えてほしいなと言った記憶があります。そうしたところ、熊田議員はそんなのはどっち行くかわかりませんよ。でも、どっちか言ってくれないかなと、待ってますからと言った記憶があります。そのときの返答が、そんなこと言わなきゃいけないんですかみたいな、要するにわかりませんよと言われたんですね。私はそのとき、午前か午後かわからないようなことやっていいのかと、そんな生活してるんですかというふうな意味合いで言った記憶があります。そのときのやりとりかなというふうに思っております。違いますか。

以上。

6 番 全くそのとおりでありまして、今、町長のおっしゃったことと、私が受けと

めたこと多少差異がありますが、ほぼ同じようなことでございます。

皆さん御存じだと思いますけれど、一般質問ちょうど1年前です。第1回定例会、平成30年度の。その前の段階の一般質問受けつけですね。通常2日間とっております。中には、時期によっては1日半とか時間を区切っていることもありますが、大体2日間取られていますね。その中で、大前提はその2日間のうちでしたら、いつ受けつけをしてもいいということは私は理解しております。間違ったら勘弁してください。

その中で、大抵の皆さんは1日目の午前中に。でも、私は、そのときは自分の仕事もあり、時間的には確約はできないということで、一般質問はしたいけれど、いつ来れるかというのは伝えておりませんでした。その中で、1日目の午前中の11時半とか12時近い時間に事務局から電話がありました。いつ来れるのかと。今町長おっしゃったとおりでした。同じです。時間はわからないと、確かに言いました。でも、それに対して、そんなに仕事、時間もわからないようないいかげんな仕事してるのかということを、私は受けました。そのことが、私は、その後ほど当時議長だった小田さんに抗議をいたしまして謝罪を受けましたもので、この問題に関しては私は何も異論はございません。もう解決済みですから。

しかしながら、パワハラの定義。三つの定義というのが厚労省から出ています。これは主に、職場の一般社会、会社の職場のことですけれど、一つ目が、職場の地位、優位性を利用している。いわゆる、議会の中では議長が一番上ということで優位性を保っていると。そして、業務の適当な範囲を超えた指示命令であると。いつ出してもいいのに、そんないつ持って来れるかわからないようなことを言われて、これはちょっとおかしいんじゃないかということ、これも該当すると思います。そして、相手に著しい精神的な苦痛を与え、その職場環境を害する行為であるということ。それは、いいかげんな仕事してるんじゃないのということを受け、精神的に苦痛を、私は余り受けませんでしたけど、一般的には受けているということを鑑みますと、やはり、これはパワハラに該当するんじゃないかということを私は思って、今回質問させていただきました。

そして、今、町長職である小田さんが絶対的権威である町長という地位にいて、今はまだ2カ月しかたっていない。ですから、まだ自分が言いたいことも言

えてない状況だと思いますが、それが2年、3年なれて、たってくると、議員である私にそういうことを平気で言うような方ですから、立場の弱い職員にも言わないという保証はございませんし、私は、そういう可能性が大いにあると思ひまして、このような対策室をつくって事前にそういうことを防止するような対策をつくったほうがいいんじゃないかということで、質問させていただきました。再度、いかがでしょうか。

町 長 大変いい心がけだと思います。ぜひ、この議題をしっかりと審議しなきゃいけないと思います。

6 番 大変いいというのは、それは設置に向けて、すぐとは言いませんけれど、対策室を設けるということで理解してよろしいでしょうか。

町 長 先ほど、登壇で答弁をさせていただいたとおりでございます。

6 番 先ほどの登壇での答弁ですけれど、幹部職員の研修、そして何かありましたら、とりあえず総務安全室に相談する。さらには、県の公平委員会に相談するということでの回答だと思いますけれど、私はやはりこれじゃ足りないのかなと思っております。やはり、職員が気軽に相談できる場所は、私は必要だと思います。それは、町長部局じゃなく、ほかの部署、例えば教育委員会の部署になるのか、もしかしたら議会事務局の中に設けてもいいのかなと、私は思っています。

それはなぜかといいますと、町長部局でつくと圧力でもみ消されてしまうんじゃないかということを私は懸念しています。やはり、そういうことが起きないためにも、ほかのような部署で設置をしたほうが良いと思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

町 長 設置しておくほうが良いという判断がとおりならば、設置してください。議会でもできるということだと思います。私は庁舎内では、先ほどお答えしたように、駆け込み寺的な相談室については、今後先進団体の事例等を研究して検討していきたいというふうに思っておりますということを、登壇の席上で公式発言しております。

以上です。

6 番 つくってくれても構わないというのは、ちょっと投げやりのような気がするんですけど、検討してつくるというならば、もし設置するということになれば

ば、やはり町長部局になってしまう。それとも、ほかのところなんですか。
そこは、お答えできないでしょうか。

総務安全課長 パワーハラスメント等、ハラスメント行為が事案があった場合の相談窓口ということで、所属のまずは課長、その後、人事を所管しております総務安全課ということで、議員が疑念を持つということで、中立的なということでございますが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、大井町が県のほうに事務を委託しております公平委員会事務、こちら苦情等の相談窓口になっております。こちらについては、神奈川県の人権委員会の中にございますので、そこらは、全く独立した機関と考えていただけて結構だと思います。

以上でございます。

6 番 私が思ってるようなこととは多少違いはあれど、認識は共有しているのかなと思っておりますので、ぜひとも、まずそのようなハラスメントがないことが一番のことでございます。ですので、そういうことはあっても残念なことなんですけど、ないように皆さん気を引き締めて業務についていただきたい。これはよろしいかなと思っております。

では、次に、1番目のほうの質問に戻しまして、公約のほうですね、少々聞いていきたいと思います。まず、昨日の同僚議員の一般質問の中にもありましたが、各自治会に専門職員を配置するということを答弁されましたけれど、選挙のときの公約の中のチラシを見ますと、防災のまちづくりのために各自治会に専門職を配置し、町の連携を強化しますというふうにうたっておりますが、昨日、きょうも答弁を聞いておりますと、防災だけではなくて各種いろいろな自治会の問題点を相談できるような職員というようなニュアンスに私は聞こえたんですけど、そのところもう一度詳しく御答弁願います。

町長 御指摘の点ですね、当初はほんと防災のことが気になっていたんです。しかし、いろいろ選挙運動といたらいいのかな、活動している間に、こういうのだったら何も防災に限らなくてもいいんじゃないですかという意見を町民からお聞きいたしまして、だから防災も、にしたいなと思ったら、チラシはもう既に配布されていたかな。どっちが先か忘れちゃったけども。いずれにしろ、それらを含めた中で自治会活動を円滑にして協働のまちづくりを進めるに至るに、そういった仕組みをつくりたいという思いであります。

6 番 私は、大変よろしいことだと思っております。それはなぜかといいますと、私も自治会のいろいろ携わってる中で、いろいろ問題点が出てきますと町の担当課、部署に相談に行くんですけど、なかなか正確な回答というかはいただけないのと、やはり一つの課で判断できないような事案も多々あります。その中で、自治会側といたしましては、部署間で話し合っというか、検討して回答していただければ一番ありがたいんですけど、なかなかそういうことがなくて、自治会のほうといたしましてもちょっと頭を悩ませているということがございまして、できればそういうような専門の方が、職員がいらっしゃれば、その方に相談をしてスムーズに解決に導くのではないかなと思っておりますが、私その中で一つ思っておるのが、その相談員の方が、やはり権限を持たせるんです。いわゆる、各部署のところよりも1段上のような方、方っておかしいですね。推進室みたいな。そういうようなことを一つ上の段階に置いた中でやっていかないと、相談してもいろんなたらい回しになってしまうというような経緯も私は心配してるんです。まだ、全然これからのことだと思うんですけど、そういうことも一応考えの中に入れていただくことはできないでしょうか。

町 長 熊田議員のおっしゃりたい内容、よく理解しております。私もそういうふうにあります。ですので、今、私の考えの中にあるのは、課長クラスであります。と言っても別に課長以下でも職員は職員ですので、責任は同じです。ただ、さっき言ったパワーハラスメントじゃないですけども、上の人が言ったから下の人が言ったからだめとかそういうくくりでは考えておりません。職員はみんな同じ権限をもって町のために、町民のために働いてくださる方で、ただ、内部の職務上、階級を一応つけていかないと組織が成り立たない。みんな同じだったら、なかなかまとまりがつかないという意味で、私は課長だとか、主幹だとかいるものだと思っています。もちろん、いきなり入って課長という人もそういないでしょう。それぞれ町民とのやりとりをやりながらいろんなことを勉強していただいて、だんだん責任がある立場に上がってくだらうと思います。また、そうあってほしいと思います。そういう意味では、責任ある立場になるけれども、資格としてはあくまでも町の職員ですので、それをわざわざ、何というんですか、課長よりも上というふうになっちゃうんですけど、私は一応、課長、副課長を担当職員として1人。それ以外にもう少し階級では下かもしれ

ないんだけど、一人か二人補佐的にというか、一緒に仕事ができる、そんな方法で考えております。

- 6 番 よくわかりました。ぜひとも自治会のほうといたしましてもやはりいろいろ葛藤がございますので、そういうものを解消していただけるような施策をぜひとも進めていっていただきたいと思いますと思っております。

次に、やはりきのう同僚議員の中で質問がありました自治会の加入というか、少し答弁があったんですけれど、まず今加入率はどのぐらいですか。

町 民 課 長 町民課長でございます。自治会の加入率につきましては、平成30年度、年度当初になりますけれども、今町全体で76.9%になります。

ただし、これにつきましては、世帯分離をかけたかですとか、自治会が把握している世帯数と公式に登録をされてる世帯数というのが差異がありますので、絶対に正直なところ100%にはならないという数字の中での76.9%ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

- 6 番 ありがとうございます。数字的には低いかなという感もあるんですけれど、その中で転入者に対して転入届を出していますね。自治会の加入を促しているという答弁もあったんですけれど、具体的にどのような促し方をされているのでしょうか。

町 民 課 長 まず一つにアパート等の方の場合には、不動産会社の方にまず大井町は自治基本条例の中でも、原則自治会加入だということで、自治会のほうに加入のほうをお願いしたいということで、ここのアパートはどこの自治会だということで代表自治会長のお名前と連絡先のほうをお伝えして、そこのほうに連絡をとってほしいということでまずお願いしてます。

それとあと一軒家等の場合にも、不動産会社と同じような形でお伝えします。その中では、選挙区ですとか学校区等も自治会で一応は大井町の中では区分けしておりますので、それも伝えて同じような形で自治会に入っていただきたいという、それでごみの収集ですとか、そういうものについても一応自治会単位で自治会というか、その下の組になりますけれども、そういうところでごみステーションを設置しておりますので、そういうのも地域の方に聞いていただいているということで、代表自治会長のほうを御紹介して加入していただくように促し

ております。

以上です。

- 6 番 大変よくわかりました。きのうも、町長に逆に加入率が上がるようなことを何か教えていただきたいということもおっしゃってましたけれど、私は今、課長の答弁聞きまして、やはり役場の窓口でできることってそこまでかなというふうに私も思っております。新しく来た人に私も何回か勧誘に伺いましたけれど、一戸建てにわざわざ新築で建てて来られた方もやはり自治会に入ってくれないというのが現状でございます。そこは粘り強く自治会内のほうで勧誘していかなければいけないかなとは思ってはいるんですが、なかなかそれは難しいということは私も感じております。

そういうこともございまして、私は町と自治会の関係、当然上下などなくて、当然公平だよということは私も原則ではわかってはいるんですけど、やはりいろいろ見てますと町の下請機関にも見えるかなということは、ところどころで思っております。例えば、広報等の配布物、これは町から当然広報委員の方に補助金というか、お金が出てやってもらってはいるんですけど、なかなか大変というのが現状でございます。今月も3月ですか、何種類もありまして、広報委員の方、仕分けしてそして組数を束ねて配るという大変な重労働だと思っております。そして、広報委員の方、皆さんおっしゃるのが、これは町の仕事だよ、何で自治会がやらなきゃいけないの、そういう意見が多々あります。そういうことも含めまして、やはり見方によっては下請機関になってしまうのかなということもあるんですけど、やはり公平だということを私は強く言っていただきたい、町から。

そして、例えば一例出しますと、私の自治会内の中で今回防災倉庫、水路上に置いてありました。工事の関係で移動してくださいということを言われましてたけれど、もう20年以上もそこに置いているのに、何で今さら動かさなきゃいけないのかなということで、例えばほかのところ、ごみのかごも含めてなんですけれど、ではほかを見ますと置いてあるところいっぱいあるのに、何で事前に言わないで急にそういうことがあったら言うてくるのか、もし、水路道路置いてはだめだと、許可をとっているところは別ですけど、あるのであれば、そういうところ全町全部だめならだめだということを徹底していかなければいけ

ないと思うんですよ。あっちはいいのにこっちはだめ。そういう不公平感が不満になっているんですね。そういうことも解消していかなければ、私いけないと思うんです。

例えば自治会で水路道路、機能を害してそういうものを置いてはいけないのは当然大原則あります。それ以外に機能を壊さないでそういうのを占有というのは、ちゃんと正式な許可を申請を出せば、許可を出していただけるのかということを担当部署に聞いても答えてくれないんですよ。何で答えてくれないのか言ってしまうと後からだめだったときに、それは責任問題あるかもしれないんですけど、私は個人じゃないんですから自治会、正式な団体じゃないかもしれないんですけど、自治会がそういうような要望を出しているのであれば、私は積極的に町は協力していかなければいけないと思うんですけど、その点について町長どう思われますか。

町 長 お気持ちはわかりますし、理解できるところでございますが、ちょっときょうの一般質問のそこにつながるのかなと実は思ってたんですけど、その辺の細目のあれはまた別に新たに出していただいてたほうがよろしいのかなと思うんですけど、だめでしょうか。

6 番 ちょっと自治会という枠を外れた質問になってしまったかと思いますが、そのような小さな不満というのが、沸々と積み重なっているということだけはちょっと御理解いただきたいなっていうことで、私はちょっと言わせていただきました。自治会のことはいいんですけど。

では、その次の協働のまちづくりの中のクラウドファンディング、午前中最後に石井議員の中にも少し出てきましたけれど、クラウドファンディング、私も理解してるんですけど、どのようなことについてクラウドファンディング、資金調達やっていきたいと思われているんですか。

町 長 まず仕組みをしっかりと考え、仕組みというか、私も簡単に言うと、インターネット、ああいうので寄附を募る、そういうものだろうと簡単に思ってるんですけども、例えば湘光中学校のグラウンドがほこりで大分ひどいと、いつもぐちゃぐちゃだと、相当お金かかると思うんですよ。あれは下から全部直してやるのは。また、芝生化の話もしております。芝生だってただではできないでしょうし、意外とそういうのをクラウドファンディングがうまく機能すれば、

大井町の出身の方とか、そういうのふるさと納税とは違った形でアピールして、何か大井町をアピールできるようなものでクラウドファンディングをやれば、多少なりとも集まってあと残りを税金を使ってやるとか、そういった方法もあるんだろうし、実際よその町も結構、松田なんかもやってるみたいに思うんですよね。そんなことを研究してやるべきだろうと。

今までの日本人っていうのは、ふるさと納税というのもあれも一つの寄附行為みたいになってるんですけど、あれをやったおかげで寄附するという何か気持ちですか、そういうのが全国的に広がってるという意識が広がってきたという新聞記事も読んでますし、報道もそんなのがありました。各地域の自治体でそういったクラウドファンディングをやりまして、それはふるさと納税でありませんので、本当の寄附ですけども、意外とそういったところでお金を集めていろんなことをやってるという記事も見てますので、そういった意識が醸成されてきたので、またスマホなんか大分普及してますので、動画配信も普及して、若い人は割とそういうの敏感に反応してる部分があるのかなというのがありますので、それをうまいぐあいにヒットさせてやれたらいいのかなと。

ただ、芝生やるからお金くださいじゃなくて、何かちょっと意味合いをもたせて、ひとひねりしたようなアイデアがあると目を引いて、あ、おもしろそう、私も参加しよう、できたときには自分の子どもを遊びに連れて行こうとか、また大井町もそれで御招待しますというぐらいのことをやってもいいのかな、そんな発想をもって行いたいと思っております。

6 番 ぜひともクラウドファンディング成功できるように、調査研究していただいて、少しでも、これが自主財源になるかどうかというのは別ですけど、財源をいろんなところからかき集めてというのは言葉悪いですけど、集めてふるさとに有効利用をしていただきたいと思いますと思っております。

時間ももうないので、質問は終わりますけれども、私は小田町長に大いに期待しております。ぜひとも期待を裏切らないように施策をお願いしたいと思ひまして、質問終わります。

町 長 御協力お願いします。

議 長 以上で、6 番議員、熊田和人君の一般質問を終わります。

これで、一般質問は全て終わり、本日の議事日程を終了いたしましたので、

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(13時39分 散会)